

# 墓石撤去工事注意事項

## 墓石撤去工事に対しての注意事項

平和公園管理事務所

- 令和6年4月1日以降、普通墓地の撤去工事申請において、平成6年4月1日以降に許可を得た墓地は場合、カロートを残すことになりました。管理事務所で確認してください。
- 撤去工事は、骨出し後の申請・施工となります。
- 工事施工届は、必要事項を添えて、原則、工事の前日までに管理事務所に提出して工事承認（工事許可交付票の交付）を受けてください。
- 工事期間は、原則、1ヶ月以内です。ただし、期間内に工事が完了しない場合には、管理事務所に届け出て墓地管理者の指示に従ってください。
- 工事時間は、午前8時30分から午後4時45分までです。
- 工事中止期間中は、撤去工事を行うことはできません。
- 工事中は、墓参の妨げにならないようにし、また、適切な服装で行ってください。
- 工事を行う前に周囲の既存墓地の「破損」等を確認し、傷がある等の場合は管理事務所へ申し出てください。
- 作業中、隣接墓地に工事用機材等を立て掛けるなど、隣接墓地を使用することは絶対にしないでください。
- 土砂、墓石等の工事資材の置き場の使用については、管理者の承認を受け、その指示に従ってください。
- 駐車場及び墓地内の通路で作業する場合は、必ずシートを敷いてください。
- ミキサー等を使用する場合は、必ずシートを敷き駐車場で行ってください。
- 蛇口にホースを繋がないでください。また、工具類は水道の傍らで洗わないでください。
- 残土、セメントガラ、セメント袋、鉄筋の切れ端、木屑等工事関係の産業廃棄物及びゴミはすべて持ち帰ってください。また、弁当類や空き缶、空きビン等も持ち帰ってください。
- 機械、工具、工事中の土は、園内に置かず必ず持ち帰ってください。
- 他のカロート、墓石の上には絶対にものを載せないでください。傷をつけたり、破損した場合は、弁償していただきます。
- 墓地の出入り口付近は、駐停車をしないでください。
- 墓地内で石切り、石の加工はしないでください。
- カートクレーンは、原則使用禁止です。（小さなゴム付き運搬車は使用可能です。）
- 帰る前には、必ず清掃をし、最後の業者は車止めを元に戻してください。
- 工事が完了した場合は、管理事務所に現場写真（施工前と施工後）を提出するとともに、撤去工事許可証を管理事務所に返却をしてください。
- 検査の結果、条例又は規則に違反している場合は、管理者の指示に従い、速やかに改修工事等を行ってください。

---

## 墓石工事にに関して注意喚起

墓石工事の施工にあたりましては、下記のようなことがないよう、よろしくお願いいたします。



園内に廃棄物(セメントガラ)の廃棄



墓域内に土嚢袋(埋戻土)の放置